

広島県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会規程

平成19年6月11日

選挙管理委員会告示第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第194条の規定により、広島県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会（以下「委員会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(委員長の選挙)

第2条 広島県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員長（以下「委員長」という。）の選挙は、単記無記名投票によるものとし、有効投票の最多数を得た者をもって当選者とする。ただし、得票数が同じであるときは、くじで当選者を定める。

2 前項の選挙において、広島県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員（以下「委員」という。）中に異議がないときは、指名推選の方法を用いることができる。

3 委員長が選挙されたときは、委員会は、その住所及び氏名を告示しなければならない。

4 委員長及び第4条に定める委員長代理がともにいないときは、仮委員長が委員長の職務を行うものとする。この場合において、仮委員長は、年長の委員をもってこれに充てる。

(委員長の任期)

第3条 委員長の任期は、委員の任期による。

2 委員長が委員を辞したとき、又は委員長の職を辞したとき、その他委員長が欠けるに至ったときは、委員長の選挙は速やかに行う。

(委員長の代理)

第4条 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名した委員がその職務を代理する。

(委員及び委員長の退職)

第5条 委員が辞任しようとするときは、辞職願を委員長に提出しなければならない。

2 委員長の辞職願は、委員長の職務を代理する委員に提出しなければならない。

(委員の辞任及び補充の場合の告示)

第6条 委員が辞任したとき、又は委員の欠員を補充したときは、委員会は、その者の住所及び氏名を告示しなければならない。

(委員会の招集)

第7条 委員会招集の通知は、委員に対する告知による。

2 前項の告知は、委員会招集の日時、場所及び議題を記載し、開会の日3日前までに行う。ただし、緊急を要するときは、この限りでない。

(欠席の届出)

第8条 委員会に出席することができないときは、開会前に、委員長にあらかじめその旨を届け出なければならない。

(関係者の出席と説明の聴取)

第9条 委員会が必要と認めるときは、広域連合長又は関係職員の出席を求め、その説明を聴取することができる。

(会議録の調製)

第10条 委員長は、事務局の書記をして会議録を調製し、会議のてん末及び出席委員の氏名を記載させなければならない。

(委員長の担当事務)

第11条 委員長の担任する事務は、おおむね次に掲げるところによる。

- (1) 委員会に議案を提出し、その議決を執行すること。
- (2) 公印及び書類の保管に関すること。
- (3) 書記その他の職員の給与及び服務に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、委員会の庶務に関すること。

(委員長の専決)

第12条 委員会の権限に属する事件のうちあらかじめ委員会で委員長の専決事件と認められたもの及び軽易なものは、委員長において専決処分することができる。

(事務局の設置)

第13条 委員会に事務局を置き、委員会に関する事務を処理する。

(職の設置)

第14条 事務局に事務局長、事務局次長及び書記を置き、委員長が任命する。

2 前項に定めるもののほか、事務局に必要な職員を置くことができる。

(職務)

第15条 事務局長は、委員長の命を受け、事務局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 事務局次長は、事務局長の職務を補佐し、事務局長が不在又は欠けたときは、その職務を代理する。

3 書記その他の職員は、上司の命を受け、担当事務を処理する。

(代決及び代決後の手続)

第16条 事務局の事務は、次条に定めるもののほか、委員長の決裁後でなければ執行することができない。ただし、委員長が不在のときは、事務局長がこれを代決することができる。

2 事務局長に事故があるとき、又は事務局長が欠けたときは、事務局次長がその事務を代決することができる。

3 前2項の規定により代決した事項については、速やかに所属の上司に報告し、又は関係文書を所属の上司の閲覧に供しなければならない。

(事務局長の専決)

第17条 事務局長は、次の事項を専決する。

(1) 所属職員の服務に関すること。

(2) 出張命令に関すること。

(3) 依頼、通知、照会、回答及び資料の収集並びに諸報告に関すること。

(4) 公文書の公開の決定に関すること。

(5) 個人情報の開示又は訂正の決定に関すること。

(6) 前各号のほか、委員長の決裁を受けるべき事案に当てはまらない軽易な事項に関すること。

(公印)

第18条 公印の名称、寸法、書体、使用区分及び公印保管者（以下「保管者」という。）は、別表のとおりとする。

2 公印の保管、使用等の取扱いについては、広島県後期高齢者医療広域連合公印規則（平成19年広島県後期高齢者医療広域連合規則第5号）を準用する。

(その他)

第19条 この規程に定めるもののほか、文書の取扱い、職員の服務等に関しては、広島県後期高齢者医療広域連合の例による。

附 則

この告示は、平成19年6月11日から施行する。

附 則（令和5年12月15日選挙管理委員会告示第4号）

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第 18 条関係）

公印の名称	寸法 (ミリメートル)	書体	使用区分	保管者	個数
広島県後期高齢者医療 広域連合選挙管理委員 会	方 24	てん書	選挙管理委員会名 をもってすると き。	事務局長	1
広島県後期高齢者医療 広域連合選挙管理委員 会委員長	同	てん書	選挙管理委員会委 員長名をもってす るとき。	同	1
広島県後期高齢者医療 広域連合選挙管理委員 会委員長職務代理者	同	てん書	選挙管理委員会委 員長職務代理者名 をもってすると き。	同	1
広島県後期高齢者医療 広域連合選挙管理委員 会事務局長	同	てん書	選挙管理委員会事 務局長名をもって するとき。	同	1